平成２９年（フ）第１６号
熊本県荒尾市桜山町２丁目22番地201号桜山団地市営住宅Ｊ棟1865号
債務者　水本　浩二
1　決定年月日時　平成29年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第６５５号
東京都国分寺市本多４丁目４番３号楓荘
債務者　長谷川重直
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月12日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２０２号
静岡県浜松市中区曳馬１丁目21番３号ルグラン曳馬Ａ－１、前住所栃木県小山市城東７丁目16番24号グランドソレーユ101号室
債務者　小川　英将
1　決定年月日時　平成29年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２１１号
静岡県浜松市中区富塚町214番地の４　富塚コーポ401号室
債務者　鈴木　忠男
1　決定年月日時　平成29年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２１２号
静岡県浜松市中区富塚町214番地の４　富塚コーポ401号室
債務者　鈴木　実和（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成29年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２４５号
静岡県浜松市東区丸塚町541番地の12吉田ハイツ202
債務者　佐原　敏子
1　決定年月日時　平成29年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２４９号
静岡県磐田市見付501番地１松田アパートＡ号室
債務者　小倉　和良
1　決定年月日時　平成29年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２７９号
静岡県湖西市駅南３丁目３番21号亀山住宅Ｅ
債務者　村島　　至
1　決定年月日時　平成29年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第５８６０号
東京都江戸川区船堀６丁目５－４－908
債務者　後藤　和則
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９０１号
東京都狛江市猪方４丁目２－５－102
債務者　久保山　陽
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５５号
静岡市駿河区小鹿860番地の１　セントモンチーク302、旧住所静岡市駿河区曲金３丁目12番８号
債務者　蓮池　昭子
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２５６号
静岡市駿河区小鹿860番地の１　セントモンチーク302、旧住所静岡市駿河区小黒２丁目１番35―102号
債務者　蓮池さとみ
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２９７号
静岡市清水区三保3060番地
債務者　川口　史子
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３５１号
静岡市駿河区宮竹２丁目７番９号　サンセール宮竹103号
債務者　生駒明日香（旧姓嘉本）
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部